

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密又は防護上の観点から
公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-033 改1
提出年月日	平成30年7月25日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 工事計画審査資料
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

(添付書類)

V-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

V-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

V-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設）

V-1-1-4-2-4 設定根拠に関する説明書（使用済燃料プール温度（S A））

V-1-1-4-2-5 設定根拠に関する説明書（使用済燃料プール水位・温度（S A広域））

V-6 図面

3 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

3.1 使用済燃料貯蔵設備

第 3-1-2 図 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面

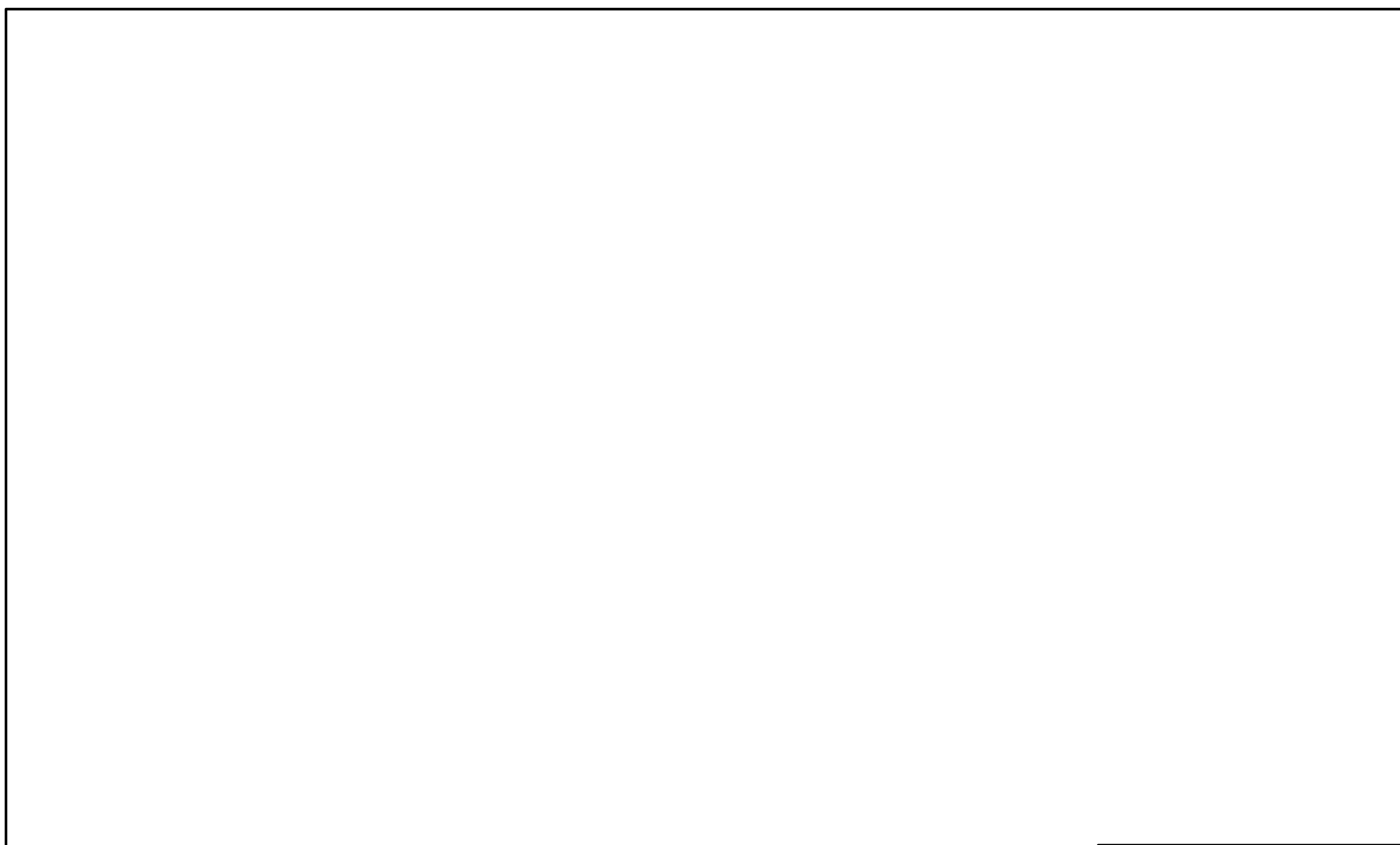
V-1-1-4-2-4 設定根拠に関する説明書

(使用済燃料プール温度 (S A))

名 称		使用済燃料プール温度 (S A)
個 数	—	1
<p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等時に使用する使用済燃料プール温度 (S A) は、以下の機能を有する。</p> <p>使用済燃料プール温度 (S A) は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>使用済燃料プール温度 (S A) は、発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>使用済燃料プール温度 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>使用済燃料プール温度 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、添付書類「V-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>使用済燃料プール温度 (S A) は、使用済燃料プールが 1 個であり、1 箇所の測定でプール全体を監視できることから、重大事故等対処設備として 1 個 (温度検出点 8 箇所) 設置する。</p>		

V-1-1-4-2-5 設定根拠に関する説明書
(使用済燃料プール水位・温度 (S A広域))

名 称		使用済燃料プール水位・温度（S A広域）
個 数	—	1
<p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>・設計基準対象施設</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、設計基準対象施設として核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽の水位及び温度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等時に使用する使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、以下の機能を有する。</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、重大事故等が発生し、計測機器の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）の装置の構成、計測範囲等については、添付書類「V-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、使用済燃料プールが1個であり、1箇所の測定でプール全体を監視できることから、設計基準対象施設として1個（温度検出点2箇所）設置する。</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（S A広域）は、設計基準対象施設として1個（温度検出点2箇所）設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		



工事計画認可申請	第 3-1-2 図
東海第二発電所	
名称	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位 及び漏えいを監視する装置の 検出器の取付箇所を明示した図面
日本原子力発電株式会社	
8719	